

平成 21 年度生物多様性関連技術開発等推進事業公募要領

平成 21 年 7 月 7 日
環境省自然環境局

1. 生物多様性関連技術開発等推進費の目的と性格

生物多様性の保全に必要な技術開発や応用的な調査研究が推進されることにより、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の一層の推進を図るものである。なお、本推進費により実施する技術開発は、公募により研究者から提案のあった研究課題候補を、競争的に選定・採択する。

2. 技術開発の対象分野

生物多様性の保全や持続可能な利用に関する緊急的政策課題に直結した技術開発や応用的な調査研究のうち、下記要件に該当するものを対象とする。

- 開発された技術の実用化により、生物多様性保全施策に直接応用可能なもの
- 既存の知見や技術の応用により、比較的短期間（2～3年）で技術開発が可能なもの
- 商業ベースに乗るまでの需要が見込みにくい、開発能力を有する民間企業が存在しないなどの理由により、民間主導による製品開発が見込めないもの
- 開発による地方公共団体等への寄与が大きいもの

募集する技術開発等の具体的内容は、別紙 1 のとおりである。別紙 1 には特に行政ニーズの高い技術開発を挙げているが、別紙 1 に挙げた技術以外にも要件に該当するものは広く募集の対象とすることとする。なお、地球環境研究総合推進費（<http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/>）及び環境研究・技術開発推進費（<http://www.env.go.jp/policy/tech/suishin.html>）において対象となっている、基礎的な研究等は対象としない。

3. 公募の要件

（1）応募者の要件

①応募者（以下「技術開発代表者」という。）は、日本国内において、生物多様性に関連する技術開発等を実施する能力のある下記の機関（以下、「試験研究機関等」という。）に所属している常勤または非常勤の研究者とする。ただし、非常勤の場合は、予定されている技術開発期間（2～3年）について所属試験研究機関等に雇用されることが保証されていること。

- A. 独立行政法人試験研究機関
- B. 大学（国公立立問わず）、高等専門学校（高等学校は含まない）
- C. 法律により直接設立された法人又は民法第 34 条の規定により設立された法人のうち、技術開発に必要な設備・研究者を有する者

D. 民間企業の研究所等、上記に該当しない組織で、技術開発に必要な設備・研究者を有する者

②技術開発期間を通じて技術開発全体に責任を負い、技術開発に力を注ぐことができること。外国出張その他の理由により、長期にわたって技術開発代表者の責任を果たせなくなる場合及び定年等により退職し、試験研究機関等を離れることが予想される場合には、技術開発代表者になることを避けること。

③技術開発代表者は、技術開発分担者と共同して共同技術開発プロジェクトを組むことができる。この場合、技術開発代表者は、あらかじめ、技術開発分担者の承諾を得ること。

(2) 技術開発分担者

技術開発分担者は3.(1)①に規定する応募者の要件を満たすものとする。

(3) 試験研究機関等の承認

技術開発代表者及び技術開発分担者は、あらかじめ、次の①及び②の事項についてそれぞれの所属する試験研究機関等の代表者の承認を得ること。

①提案に係る課題を所属する試験研究機関等の業務として行うこと(3.(1)①A及びBの試験研究機関に属する技術開発代表者又は技術開発分担者に係る承認については、この限りではない)。

②試験研究機関等の経理担当部局が研究開発費の管理を行うこと。

(4) 応募数の制限

応募できる課題数は、技術開発代表者、技術開発分担者にかかわらず1件に限る。(同一試験研究機関等において、異なる技術開発代表者又は技術開発分担者が応募することを妨げるものではない。)

(5) 応募に当たってのその他の留意事項

独立行政法人試験研究機関に所属する研究者が技術開発代表者となる場合は、事前に必ず、所属又は所管府省の窓口担当にも応募した旨を連絡するとともに、応募書類を提出すること。また、技術開発代表者となる場合に限らず、国立試験研究機関、独立行政法人試験研究機関に所属する研究者が応募課題への参画者となる場合は、所属又は所管府省の窓口担当に応募した旨を連絡すること。

4. 応募書類及び提出方法

(1) 応募の方法

別紙2の応募書類様式及び別紙3の所属研究機関の承認書及び研究分担に係る承諾・承認書に必要事項を記入の上、下記宛先まで電子メールにて提出すること。なお、電子メー

ル提出後、確認のために下記あて電話連絡すること。

○提出先：環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

○担当：平野、石川

○電子メール：NBSAP@env.go.jp

○電話番号：03-3581-3351（内線6478）

（2）応募書類の受付期間について

平成21年7月13日（月）～平成21年8月14日（金）15：00まで（必着）

（3）注意事項

・申請書に貼り付けることができる画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとすること。

・電子メールの添付ファイルの合計容量は3MB以下とすること。

・環境省に提出後の申請者の修正は認められない。

5. 課題の採択

（1）採択予定数

若干数

（2）採択

自然環境局長が委嘱する外部有識者及び環境省が合同で行う事前評価の結果を踏まえ、環境省において採択する。

なお、予算・内容に関しても査定を行い、提案を部分的に採択する場合もある。

（3）事前評価の方法

事前評価は、技術開発代表者又は技術開発分担者からのヒアリングをもとに、「2. 技術開発の対象分野」及び「3. 公募の要件」において示す事項への適合性並びに技術開発の目的・目標、内容、計画等の観点から総合的に行う。

（4）採択の結果等の公表

事前評価及び採択の結果は技術開発代表者に対して通知するとともに、採択された課題に係る技術開発代表者及び技術開発分担者並びに計画の概要等は環境省ホームページに掲載するほか、印刷物等により公表することがある。

6. 技術開発費の配分

（1）技術開発費の規模及び研究開発の期間

①技術開発費の規模及び技術開発の期間は、原則として下記のとおりとする。

技術開発費の規模：100万円～3,500万円程度／年／課題

技術開発の期間：2～3年程度

②中間評価において評価が低かった場合は、当該中間評価の実施年度の翌年度の技術開発費を減額する等の措置をとる場合がある。また、技術開発を中止すべきと評価された場合は、当該中間評価の実施年度の翌年度以降は、技術開発費の配分は行わない。

③中間評価の実施

当初計画2年の場合：中間評価なし

当初計画3年の場合：実施年度2年目に実施

※当初計画2年のものを延長したい場合はその旨環境省に申し出ること。この場合、他事業の中間評価と合わせて評価を行い翌年度の技術開発費の配分を判断する。

(2) 計上できる技術開発費

契約は環境省と各試験研究機関等における委託契約であり、研究者に対する個人補助ではない。また、委託金について、原則として先払いは行わない。

技術開発費として計上できる経費は、技術開発計画の実施及び成果のとりまとめに必要な経費とし、主なものは次のとおりとする。なお、直接経費では、土地を購入する経費、建物を建設・修繕する経費、機関において共通的な老朽備品の修繕・更新のための費用、技術開発実施中に発生した事故・災害の処理のための経費、その他技術開発に関連性のない経費は計上できない。

①直接経費（技術開発に直接的に必要な経費）

非常勤職員手当、諸謝金、職員旅費、試験研究旅費、外国旅費、委員等旅費、技術開発費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、外注費、委託費）

②間接経費（技術開発の実施に伴う試験研究機関等の管理等に必要な経費。別紙4参照）

直接経費（外注費を除く）の15%以内とする。

7. 技術開発代表者、技術開発分担者の責務

(1) 技術開発代表者の責務

技術開発代表者は、応募した課題が採択されたときは、技術開発の実施及びとりまとめ並びに技術開発費の適正な執行について全ての責任を有するとともに、次の事項を行うものとする。

①技術開発の実施にあたっては、生命倫理・安全に関する指針等の関係法令等を遵守するとともに、技術開発を着実かつ誠実に行うこと。

②経費（技術開発分担者に配分された経費を含む。）の支出について、所属する試験研究機関等の経理担当部局と協力して把握・管理するとともに、環境省の求めに応じて報告する

こと。

③毎年度、技術開発の進捗状況について取りまとめ、進捗状況報告書（技術開発が終了したときにあつては、技術開発成果報告書）として提出すること。

なお、進捗状況報告書及び技術開発成果報告書には、次の事項を記載すること

- A. 技術開発の概要、年次計画
- B. 当該年度（技術開発成果報告書にあつては、全年度。以下同じ。）の技術開発の実施内容と結果
- C. 技術開発成果報告書にあつては、技術開発の成果のまとめ
- D. 当該年度の技術開発に係る成果の発表等（特許取得、取材対応等を含む）の状況

（２）技術開発分担者の責務

技術開発分担者は分担する共同技術開発プロジェクトの実施及びとりまとめ並びに配分された技術開発費の適正な執行について責任を有するとともに、技術開発代表者が行う上記①～③までの事項について必要な協力を行うこと。

また、技術開発代表者に対して行う報告は、委託契約に基づき、技術開発分担者の所属する試験研究機関等から行うものとする。

8. 注意事項

（１）既助成課題の応募の禁止

既に他省庁の研究費助成制度による助成を受けている（助成の決定を含む。）技術開発等と内容が同様と認められる課題について、当該技術開発等を実施している者（分担を受けて実施する者を含む。）は本制度への応募を行ってはならないこととする。

（２）技術開発代表者の変更等の措置

技術開発代表者は、採用、転出又は転任などの事由により所属する試験研究機関等を変更する場合若しくは、事故、病気又は長期の出張その他やむを得ない事由により課題の実施を他の者に委ねる場合は、あらかじめ環境省の承認を得るものとする。

（３）虚偽の応募に対する措置

応募書類に事実と異なる記載をした場合は、課題の不採択、採択の取消し、委託契約の解除、技術開発費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあるものとする。

（４）技術開発の中止

技術開発代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により課題の全部または一部の遂行が困難となった場合は、技術開発の中止について環境省と協議するものとする。

(5) 生物多様性関連技術開発等推進事業選定委員会委員との接触の禁止

新規課題の採択は、外部有識者からなる生物多様性関連技術開発等推進事業選定委員会における評価結果を踏まえ、決定する。委員名は課題採択後ホームページで公表するが、技術開発代表者及び技術開発分担者においては、採択後も評価に係る事項についての検討員との一切の接触を禁止するものとする。

9. その他必要な事項

特許権等の技術開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させ得るものとする。納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。また、この他の著作権等の扱いについては契約書に定めるとおりとする。

その他、以下の使用を参照すること。

評価を実施するに当たっての評価方法等を定めた指針については、「環境省研究開発評価指針（平成18年10月19日総合政策局長決定）」と参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/guide.html>

研究上の不正行為に対する対応方針等については、「研究上の不正に関する適切な対応について（平成18年2月28日総合科学技術会議）」を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060228.pdf>